

平成 27 年 2 月 17 日

水防法等の一部を改正する法律案に対する意見

全 国 市 長 会
経 済 委 員 会

標記法律案の改正に当たっては、市町村に新たな義務付けがなされることから、下記事項について十分配慮されたい。

記

1. 今般の法改正の内容については、市町村の過重な負担とならぬよう配慮するとともに、国の責任において、市町村及び住民に対し周知徹底を図ること。
また、市町村が実施する浸水対策や下水道整備に対し、必要な財政措置を講じること。
2. 市町村が浸水区域の指定等を行う際に必要となる基準を明示するとともに、国又は都道府県が浸水想定区域を指定する際には、あらかじめ市町村と協議を行うこと。
また、浸水想定区域の指定に当たっては、地域防災計画の修正に要する期間に配慮すること。
さらに、防災体制の整備に際し、当該市町村だけでは解決が困難な課題について、国・都道府県等が連携して支援すること。
3. 法改正に伴い、地下街や要配慮者利用施設等の所有者又は管理者に課せられる事項については、国において、当該施設の所有者又は管理者に対し周知を図るとともに、これらの体制が円滑に整備できるよう、ガイドラインを明示するなど必要な措置を講じること。
4. 法改正に伴い創設される雨水排除に特化した下水道整備及び雨水貯留施設所有者等との管理協定については、市町村が活用しやすい施策となるよう、財政措置の拡充や弾力的な運用等を図ること。

以上